

手続きの流れ

1 当センターへ利用相談の申し込み (電話可)
折り返し、相談員(司法書士)が当センターの特徴、
手続きに関してご連絡差し上げます。

2 調停の申し込み
申し込み書を当センター又は①の相談員に提出して
申し込みます。

3 申し込みの受理・不受理の決定
当センターより決定通知をお送りいたします。
〈受理決定の場合〉
●当センターは事件管理者を選任します。原則、①の
相談員が事件管理者となります。
〈不受理決定の場合〉
●申し込み書等をお返しいたします。

4 相手方の調停に応じる意思の確認
事件管理者が相手方に連絡いたします。
〈相手方が調停に応じる場合〉
●当センターは調停人を選任します。①の相談員、
事件管理者とは別の司法書士が調停人となります。
〈相手方が調停に応じられない場合〉
●当センターは調停手続きを終了いたします。

5 第1回調停期日のご案内
事件管理者がご連絡差し上げます。

6 第1回調停期日の開催 (2時間程度)
調停人が話し合いのお手伝いをします。
〈継続して話し合いを希望される場合〉
●第2回、第3回…と期日を重ねることができます。
次回期日は、追って事件管理者がご連絡差し上げます。

7 調停の終了
1. 和解の成立 … 原則、和解合意書を作成します。
2. 合意による終了
3. 申し込み人による取り下げ
4. 相手方の離脱
5. 調停人による終了

調停センター『ふらっと』とは?

調停センター『ふらっと』は、裁判によらないで紛争を
解決する手続きを提供することを目的として、法務省
の認証を受けた機関です。

具体的には、『ふらっと』に属する司法書士が、調停人
として紛争当事者間の話し合いをお手伝いし、解決に
向けたサポートをします。

紛争の相手方との人間関係を壊したくない場合など
に適しています。

【費用】相談無料!

◎ 申し込み …………… 21,000円(税込)

◎ 期日開催 …………… 1回につき 10,500円(税込)

※申し込みの際に、申し込み費用と3回分の期日開催費用の合計
(52,500円)をお預かりします。期日を3回行う前に調停が終
了した場合、開催しなかった期日分の費用は所定の方法により
返金いたします。

※申し込みの後、相手方が話し合いに応じない等の返金については、
お問い合わせください。

ボク、『ふらっと』イメージキャラクターの
“ウィン-ウィン”。

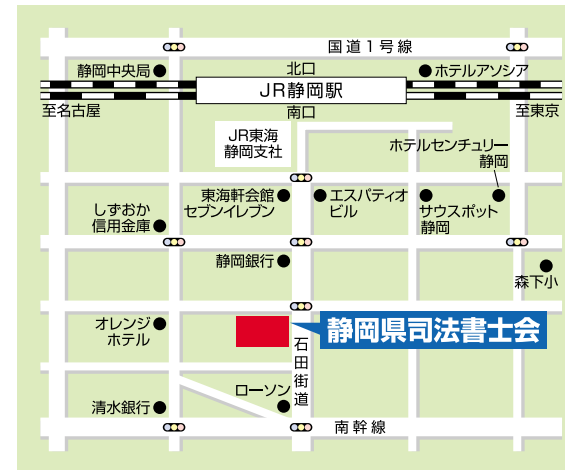
話し合いを通して、お互いが納得して満足することを、
“win-win (ウィン-ウィン)”と呼ぶことから
名付けられたんだ!

もめごとがあつて、お悩みのみなさん。

『ふらっと』へ、お気軽にお電話ください!

合言葉は、「**8741** (ハナシ・アイ)」

TEL.
054-282-8741



■お問い合わせ

静岡県司法書士会調停センター
「ふらっと」

〒422-8062
静岡市駿河区稲川1-1-1 静岡県司法書士会館内

TEL. **054-282-8741**

ホームページ <http://www.s-flat.net>

裁判にまでは
したくない…

でも…トラブルを
解決したい…

わたしたち
司法書士が
話し合いのお手伝いをします!



詳しくは中面を
ご覧ください

静岡県司法書士会調停センター

「ふらっと」

法務省認証番号 第25号/認証年月日 平成21年1月19日

静岡県司法書士会調停センター

「ふらっと」

あなたは、もめ事に遭遇したとき、どのように対処しますか？

あなたが解決を望むならば、まずは相手方と話し合うことから始めるでしょう。

しかし、一度話し合いがこじれると、当事者同士でその関係を修復することは難しく、むしろ状態はより悪化し、場合によっては裁判にまで発展するかもしれません。

裁判による解決の結果は、問題について白黒をはっきりさせることから、「ウィン・ルーズ、win-lose、(勝者と敗者)」と呼ばれています。

一方、話し合いによってお互いが満足のいく解決策を見つけたとき、そのような解決策を、「ウィン・ウィン、win-win、(双方が勝者)」と呼んでいます。

あなたがもめ事を抱えていて、相手との人間関係を修復して、誠実に話し合って解決したいとお考えならば、是非、静岡県司法書士会調停センター「ふらっと」をご活用ください。

「ふらっと」では、話し合いを円滑に進めるためのトレーニングを受けた静岡県司法書士会の司法書士が調停人となり、中立・公平な立場で、みなさんの話し合いのお手伝いをいたします。

そのトラブルを簡易裁判所に訴える前に！

『ふらっと』立ち寄って、話し合ってみませんか。

『中立公正 (flat)』な調停人が話し合いのお手伝いをします。

Q 裁判所で行う調停と、
どう違うのですか？

A 裁判所で行う調停手続きは、一般的に相手と顔を合わすことなく調停人のリードの下、合意点を見つける手続きです。ふらっとの調停は、原則同席で行い、調停人は原則として評価や判断をせず、あくまでも「話し合い」を支える役目に徹するところに

大きな特徴があります。お互いの誤解や先入観、思い違いによりもめ事が起こることは少なくありません。お互いに顔を合わせてきちんと「話し合う」からこそ、今まで気づかなかったことが見えてきます。「当事者自身の中にもめ事の解決はある」と私達は考えています。

Q 調停人が入った話し合いと、
当事者同士の話し合いとは、
どう違うのですか？

A 「今まで自分たちで十分に話し合ったからこれ以上の話し合いは必要ない。」もしかしたらこう思う方がいるかもしれません。しかし一度考えてみてください。いままで本当に「話し合い」ができていましたか？もめ事の渦の中に巻き込まれていると、感情的に

なりお互い話している事柄がかみ合わなくなっていることがしばしば起こります。ふらっとの調停人は中立・公正・公平な立場から会話を促進し、「話し合い」がきちんと行えるように場を支えるためのトレーニングを積んでいます。私達が本当の意味での「話し合い」を行える場を提供します。

Q 誰かに
知られてしまいましたか？

A 調停は非公開です。
秘密は遵守します。

Q どんな相談に
のってくれるのですか？

A たとえば、
●貸したお金が返ってこなくて困っているが、相手が友人なので、裁判まではしたくない。
●給料が支払われず困っているが、会社を訴えることまではしたくない。
●ご近所の飼い犬にかまれて怪我をしたが、飼い主が知り合いということもあり、治療費の話が進まない。

などのように、相手方が知り合いのため、裁判まではしたくないという紛争や、じっくり話し合いをしてお互いにしこりを残したくないという紛争などが適しています。

※民事に関する紛争で、紛争の額が140万円以下のものに限りです。

